保護者配布用

認可外保育施設、一時保育用

償還払いの手引き

認可外保育施設、一時保育等を利用し、償還払いにより施設等利用費の給付を受けるには、請求手続きが必要となります。

〇対象者　：筑紫野市に居住しており、施設等利用給付認定を受けた者
※認定期間を満たしている必要があります。

〇対象経費：利用料。
※日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等は対象となりません。

〇給付上限額：月額 37,000 円（2 号認定：3 歳児から 5 歳児）
月額 42,000 円（3 号認定：市町村民税非課税世帯の 3 歳未満児）
※月途中で、市町村間の転出入、認定期間の終了・開始がある場合は給付上限額を日割り計算します。

〇必要書類：・施設等利用費請求書（償還払い用）
・特定子ども子育て支援提供に係る領収証（原本）
・特定子ども子育て支援提供証明書（原本）
・委任状（施設等利用給付認定保護者の配偶者が給付を受ける場合）

〇提出先：**筑紫野市役所保育児童課**　〒818-8686 筑紫野市石崎 1-1-1 に提出（郵送可）

〇提出期日：　4, 5, 6 月利用分を　**7 月 20 日まで**　7,8,9 月利用分を **10 月 20 日まで**
10,11,12 月利用分を **1 月 20 日まで**　1,2,3 月利用分を　**4 月 20 日まで**

〇手続きの流れ

1. 認可外保育施設等を利用し、施設に利用料を支払います。
2. 「特定子ども子育て支援提供に係る領収証」及び「提供証明書」を利用施設から交付を受けてください。
3. 「施設等利用費請求書（償還払い用）」を筑紫野市ホームページからダウンロード又は市窓口で受け取り、必要事項を記入してください。
4. 必要書類を提出先に提出期日までに提出してください。
5. 提出期日の翌月中に振り込みを行います。振込お知らせの通知はありませんので、通帳記帳により確認ください。ただし、提出期日を過ぎる場合は、後日振り込みとなります。